

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	庁舎使用に関する許可を必要とする行為		
根拠法令及び条項	那覇市上下水道局庁舎等管理規程 第7条 第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市上下水道局庁舎等管理規程 第7条第8条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	H27年 1月 29日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 総務課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市上下水道局庁舎等管理規程

(許可を必要とする行為)

第7条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。
  - (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
  - (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。
  - (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
  - (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声器、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。
  - (6) 撮影等を行うこと(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び市の職員が職務上行うものを除く。)
  - (7) 30人以上の団体見学
- 2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。
- 3 第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ庁舎使用許可申請書(以下「申請書」という。)を庁舎管理者に提出し許可を受けねばならない。
- 4 庁舎管理者は、許可をするときは、申請者に許可書を交付するものとする。
- 5 庁舎管理者は、前2項の規定にかかわらず、庁舎管理者において、簡易な使用と認めるときには、申請書の提出を省略し、又は許可書の交付を省略することができる。
- 6 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第2項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(不許可とすべき事項)

第8条 次の各号に該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

- (1) 特定の団体の営利宣伝の目的に使用するとき。
- (2) 特定の宗教活動の用に使用するとき。
- (3) 特定の政治活動の営利宣伝の目的の用に使用するとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (5) 第6条第1項に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。